

宮崎県消費者教育推進計画

(P17~18抜粋)

第3章 計画が目指す目標と取組

1 基本目標

前章までの現状等を踏まえ、この計画では、次の基本目標を定め、消費者教育を推進することとします。

【基本目標】 自立した消費者づくり

- ・被害に遭わない、合理的意思決定のできる消費者の育成
- ・社会的役割を自覚し、参画することができる消費者の育成

2 計画の体系

基本目標達成のため、4つの「基本的な方針」と、その下に11の「施策の方向」を定め、消費者教育を総合的かつ効果的に推進することとします。

【基本的な方針】

方針1

幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施

【施策の方向】

方向1 発達段階に応じた早い時期からの消費者教育の推進

方向2 学習指導要領を踏まえた消費者教育の推進

方向3 実社会に準じた消費者教育の推進

方向4 地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進

方向5 家庭における消費者教育の推進

【基本的な方針】

方針2

学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施

※網掛けは再掲を表す。

【施策の方向】

方向1 発達段階に応じた早い時期からの消費者教育の推進

方向2 学習指導要領を踏まえた消費者教育の推進

方向3 実社会に準じた消費者教育の推進

方向4 地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進

方向5 家庭における消費者教育の推進

方向6 職域における消費者教育の推進

方針3

消費者教育を行う各主体の体制整備・連携及び他の教育との連携

方向7 市町村における消費者教育の推進

方向8 消費者団体等の育成支援

方向9 関係機関との連携の推進

方向10 他の教育との連携の推進

方針4

消費者教育を行う人材の育成

方向11 人材(担い手)育成の推進

重点的に取り組むべき事項

- 1 高齢者への消費者教育の推進
- 2 消費生活センターの消費者教育における拠点化の推進
- 3 若年者への消費者教育の推進

令和5年度消費者教育関連事業実施状況

令和5年度消費者教育関連事業実施状況				方針		3.消費者教育を行う各主体の体制整備・連携及び他の教育との連携										4.消費者教育を行う人材の育成						
課・組織名	施策・事業名	事業概要	令和5年度実績	2.学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施						3.消費者教育を行う各主体の体制整備・連携及び他の教育との連携				4.消費者教育を行う人材の育成								
				1 幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施	2 学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施	3 消費者教育の推進	4 地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進	5 消費者教育の推進	6 消費者教育の推進	7 市町村における消費者教育の推進	8 消費者団体等の育成支援	9 関係機関との連携の推進	10 他の教育との連携の推進	11 人材（担い手）の育成								
生活・協働・男女参画課	消費者行政交付金事業(市町村への補助)	国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、県から市町村へ補助金を交付し、相談窓口の機能強化や消費者啓発の充実を図る。	・市町村における出前講座の実施 61回、1,942人(R4) ・啓発パンフレットやチラシ、グッズの作成(成人式、街頭キャンペーン、学校等で配布)									○										
	消費者安全確保地域協議会の設置促進	地域の高齢者等を消費者トラブルから守るため、市町村における行政、福祉関係者、自治会等による見守りネットワークの構築を促進する。	市町村における令和5年度の設置実績はなし(参考:平成30年3月 宮崎市設置、令和2年9月 都城市設置)令和6年4月1日付けでの県協議会設置に向け調整					○				○			○							
	消費者教育担当者連絡会議	県教育委員会や金融広報委員会等による会議において、消費者教育の拡充や連携強化を協議する。	令和5年8月(書面での情報共有)取りまとめた令和4年度事業実施状況について、令和5年8月22日開催の消費生活対策審議会にて報告した。																	○		
	悪質商法対策連絡会の開催	警察や市町村との情報交換に努め、悪質商法による消費者トラブル、被害の未然防止対策、救済対策等を検討する。	令和5年11月21日開催 県内の懸案事業者について 県外(九州ブロック)の懸案事業者について						○											○		
	製品事故・リコール情報の提供	消費者庁から提供される製品事故等の情報を県ホームページにより周知する。	県ホームページを更新(随時) (主にストーブや電子レンジ、自動車の発火等)									○	○									
県消費生活センター	テレビ・ラジオ等を活用した啓発	消費者の自立支援を図るため、様々な媒体を活用して消費生活に関する情報の提供を行う。	・テレビ・ラジオCM テレビ110本、ラジオ150本 放送期間:令和5年10月～令和6年3月 MRTラジオ「お助け相談室」52回、FMのべおか「くらしに役立つホットライン」24回 宮崎日日新聞「くらしの相談」8回 ・消費者トラブル啓発リーフレット発行 9月と2月に45,000部を発行。各戸回覧と高齢者団体等へ配布 ・インターネットを活用した情報発信(消費生活センターホームページ、SNS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	若年者に対する啓発	若年者への啓発を推進するため、小中学生を対象としたポスターコンクールや高等学校を中心に悪質商法等に関するパネル展を実施する。 また、教職員の指導力向上のため、教材の作成や専門家を講師とする教職員セミナーを開催する。	・啓発ポスターコンクール 小中学生を対象に夏休みの課題として実施した。(応募総数:90点、参加校数:13校) ポスター展:11月に3会場(イオンモール宮崎、イオン都城、イオン延岡)で開催 ・学校におけるパネル展示会 県内全ての高等学校(中等教育学校、特別支援学校の高等部を含む)65校で実施 出前講座に合わせて小中学校でも実施(小学校1校、中学校3校) ・地区別消費者教育指導力向上研修会の開催 日 時:令和5年7月26日(水)、28日(金)、8月4日(金) 講 師:消費者教育コーディネーター 堂蘭敬子 テーマ:明日からやってみませんか?バズの消費者教育 ・教職員向け消費者教育研修の開催 日 時:令和5年7月31日(月) 講 師:(公財)消費者教育支援センター 柿野 成美 氏 テーマ:成年年齢引き下げに伴う消費者教育の在り方 ・高校への啓発CD配布 県内全ての高校に「菊地弁護士に学ぶ若者の消費者トラブルと対処法」CDを配布 ・大学生への啓発リーフレット等配布 県内5つの大学で消費者トラブルに関する啓発リーフレット及び啓発グッズを配布	○	○	○																○
	出前講座	複雑、多様化する消費者トラブルの未然防止や、豊かで安心・安全な消費生活の確保を図るため、研修会等に職員等を講師として派遣する。	出前講座:235回 10,598人 (一般 3回 78人、高齢者 94回 2,205人、見守り 8回 221人、若年者 130回 8,094人)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	啓発イベント	パンフレットや啓発グッズの配布を行い、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、消費者月間や相談窓口のPRを行う。	・消費者月間PR(5月) 宮崎、都城、延岡のイオンで開催 ・相談窓口PR(11月) 宮崎、都城、延岡、日向のイオンで開催	○					○	○					○	○						

令和5年度消費者教育関連事業実施状況

令和5年度消費者教育関連事業実施状況				方針		方向					4.消費者教育を行う人材の育成					
課・組織名	施策・事業名	事業概要	令和5年度実績	1.幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施		2.学校、地域、家庭、職場などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施					3.消費者教育を行う各主体の体制整備・連携及び他の教育との連携					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
				消費者教育の推進	早い時期からの推進	発達段階に応じた推進	学習指導要領を踏まえた消費教育の推進	実社会に準じた消費者教育の推進	地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進	家庭における消費者教育の推進	職業教育における推進	市町村における消費者教育の推進	消費者団体等の育成支援	関係機関との連携の推進	他の教育との連携の推進	人材（担い手）の育成
14	地球温暖化対策推進	地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化防止活動推進センターを中心として地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、家庭や職場における省エネ、省資源の推進など普及啓発等を実施する。	地球温暖化防止活動推進員研修の実施 全体研修 令和5年9月27日(宮崎市) 地区別研修会 令和6年3月1日(宮崎市)、3月6日(延岡市)、3月8日(都城市)							○	○				○	
15	こどもエコチャレンジ推進事業	幼児期を中心とした子どもが活動する施設等における環境教育の取組を支援し、環境に対する豊かな感受性や見識の育成を目的とする。申込のあった幼稚園・保育園・児童館・子育て支援センター・児童クラブ等を「こどもエコチャレンジ指定施設」として1年間自主的に環境教育に取り組んでもらい、取組の成果をあげたと認められる施設を事業終了後に「こどもエコチャレンジ施設」に認定する。	・令和5年度指定施設 5施設 ・研修会等の実施 認定・指定施設交流研修会 令和5年12月12日(宮崎市) 【参考】認定施設数(平成15年度～令和5年度) 221施設	○											○	○
16	環境月間	6月の「環境月間」に、広く事業者や県民の環境保全への関心と理解を深めるため、宮崎県地域環境保全功労者等表彰(知事表彰)の実施や、県立図書館での展示、6月5日「環境の日」の街頭キャンペーン、ラジオを用いた普及啓発活動等を実施する。	・環境ミニフェア～環境の日キャンペーン 令和5年6月3日(宮崎市) ・「環境の日」街頭キャンペーン 令和5年6月5日他(県内7か所:各保健所毎に実施) ・令和5年度宮崎県地域環境保全功労者等表彰(知事表彰) 1個人・5団体 ・みやざきエコフェスティバル2023 令和5年7月2日(イオンモール宮崎)						○						○	○
17	環境情報センター運営事業	環境に関する情報の収集・提供や、環境講座・出前研修の実施、県民が取り組む環境学習への支援等、本県の環境教育の拠点として「宮崎県環境情報センター」を設置している。	令和5年度環境情報センター利用者数 23,448人	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
18	宮崎県環境保全アドバイザーの派遣	県内の地域における環境保全活動の推進を図るため、市町村、民間団体、学校等が主催する環境問題に関する講演会、研修会、講習会等に、県内在住の環境問題の専門家を講師として無料で派遣する。	令和5年度環境保全アドバイザー派遣実績：62件、参加者 2,003名 環境保全アドバイザー登録者数 86名				○	○			○				○	
19	次世代エネルギーパーク活用推進事業	平成25年9月に経済産業省(資源エネルギー庁)より認定を受けた「宮崎県次世代エネルギーパーク」を通して、再生可能エネルギー等に見て触れる学習の機会を増やすことにより、県民の環境教育の推進を図る。	・令和5年度見学受入実績：見学受入れ回数27回、見学者数298名 環境情報センター主催見学会 4回、79名参加 ・パンフレットの配布									○			○	
20	「ネットで環境学習」推進事業	県民の環境学習を促進するため、ホームページ「みやざきの環境」を通してインターネット上で県からの環境情報の提供及び県民相互の環境情報交換を図る。	令和5年度アクセス数：275,817件							○					○	
21	森林環境教育実践事業	「宮崎県緑化推進機構」を窓口として、森林環境教育の指導者の登録、学校や地域の要望に応じた森林環境教育実践のための企画及び調査を行う。また、森林環境教育の指導者の派遣を通じ、学校や地域における児童・生徒や親子等の森林環境教育の実践・支援等を行う。	令和5年度実践学校等：52件(学校等：34、自治会等：18) 森林散策、森林関係講話、椎茸づくり、木工製作等	○	○	○				○					○	

令和5年度消費者教育関連事業実施状況

課・組織名	施策・事業名	事業概要	令和5年度実績	方針						3.消費者教育を行う各主体の体制整備・連携及び他の教育との連携				4.消費者教育を行う人材の育成	
				1.幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施		2.学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施				7	8	9	10		
方向				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
				消費者教育の推進	発達段階に応じた早い時期からの推進	学習指導要領を踏まえた消費者教育の推進	実社会に準じた消費者教育の推進	地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進	家庭における消費者教育の推進	職域における消費者教育の推進	市町村における消費者教育の推進	消費者団体等の育成支援	関係機関との連携の推進	他の教育との連携の推進	人材（担い手）の育成
25	生涯高涯務校 学教習育課課課	消費者教育調査研究事業	小中学校の家庭科や社会科、高等学校の家庭科や公民科において消費者教育を推進するための授業研究等を行う。	○	○							○		○	
26	県地警 域察本 部	交番、駐在所連絡協議会等における防犯活動	巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会における各種犯罪等の防犯活動、ミニ広報紙等を活用した広報啓発活動を実施する。				○								
27	生活 安警 全察 少本 年部 課	少年サポートセンター運営事業	小・中・高校等において、インターネット上の違法・有害情報から子どもを守るための非行防止教室(情報モラル教室)を推進する。	○	○			○							
28	サイ イ バ 警 一 一 察 企 戦 本 画 略 部 課 局	サイバーセキュリティカレッジ	インターネットを利用する小中高生やその保護者、教職員をはじめ、広く県民を対象に講演会を開催し、情報モラル教育の重要性に関する啓発活動を推進した。	○	○			○						○	
				<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 660回 ・受講対象者及び受講対象者数 <ul style="list-style-type: none"> 小学生 13,863名 中学生 9,397名 高校生 10,668名 一般(保護者等) 6,121名 教職員関係者 2,107名 <p style="text-align: center;">合計 42, 156名に実施</p>											

令和5年度消費者教育関連事業実施状況

令和5年度消費者教育関連事業実施状況				方針		3.消費者教育を行う各主体の体制整備・連携及び他の教育との連携										4.消費者教育を行う人材の育成			
課・組織名	施策・事業名	事業概要	令和5年度実績	2.学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施						7.市町村における消費者教育の推進				8.消費者団体等の育成支援		9.関係機関との連携の推進		10.他の教育との連携の推進	11.人材（担い手）の育成
				1 幼児期から高年齢期までの体系的な消費者教育の実施	2 学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施	3 消費者教育の推進	4 地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進	5 消費者教育の推進	6 消費者教育の推進	7 市町村における消費者教育の推進	8 消費者団体等の育成支援	9 関係機関との連携の推進	10 他の教育との連携の推進	11 人材（担い手）の育成					
29 30 31 32 33 県金融広報委員会	金融・金銭教育研究校への活動支援	小・中・高等学校等の中から金融・金銭教育研究校を委嘱し、発達段階に応じた金銭教育及び金融教育を推進。また、研究校による公開授業等により、教育関係者や保護者の消費者教育への理解を促進。	委嘱校＝3校（宮崎県立日向高等学校、延岡市立東海中学校、延岡市立東海小学校）		○	○	○												○
	「中学生・高校生等を対象とした金融講座」の開催	中高生等を対象に、社会生活を送る上で必要な消費者信用に関する知識のほか、収入と支出のバランスを考えたお金の上手な使い方や、将来を展望した生活設計の重要性についての講座を開催。	中学校1回、高校12回、専門学校7回開催 — 受講者数1,076名（前年351名）		○	○	○												
	講演会、講座の開催	暮らしに役立つ金融経済情報を提供する講演会や講座を開催。	・「働く社会人向けの金融リテラシー講座」を開催（宮崎商工会議所・宮崎県商工会議所連合会・宮崎財務事務所との共催） — 受講者数60名 ・宮崎大学で「金融リテラシー講座」を開催 — 後期開講科目として全15回の講座を開催（開催期間：2023年10月5日～2024年2月1日） ・「FPフォーラム2023in 宮崎」を開催（FP協会宮崎支部との共催） — 参加者数35名					○											
	「金融広報アドバイザー」の講師派遣	自治体やグループ、学校、他団体などから依頼された講演会やセミナー、学習会などの講師として金融広報アドバイザーを派遣し、地域の方々に対し中立・公正な立場から、客観的で正確な金融関連知識を提供。	24回派遣（参加者670人）		○	○	○				○	○			○				
	金融知識の普及・啓発	市町村を通じた金融学習グループの指導、金融広報アドバイザーの活動支援、金融知識普及功績者の表彰等により、金融知識の啓発、金融学習の支援を行う。	・「金融広報アドバイザー研修会」開催 第1回 令和5年6月8日 第2回 令和6年1月29日 ・金融知識普及功績者の表彰（金融広報アドバイザー1名） — 令和6年3月27日、県庁において宮崎県知事より表彰状を授与									○	○						○
34 県弁護士会	消費者教育講師派遣	宮崎県弁護士会法教育委員会及び消費者問題対策委員会が中心となって、中学・高校等へ講師を派遣し、悪質商法、契約トラブル、多重債務等、主として消費者取引に関する被害予防を目的とした講義を実施する。行政等関係機関からの要請にも応じて、講師を派遣する。要請があれば、学校教職員向け講座や高齢者向け講座などにも対応する。	各種学校向け消費者教育（ネットトラブル予防含む）出前授業 9件（R5.4～R6.3）															○	○
35 県司法書士会	司法書士講師派遣事業	司法書士講師派遣事業の一環として、各種団体や学校等に対して、日常的に起こりうる可能性のあるような消費者のトラブルについて、あるいは消費者保護につながる成年後見制度について、講義を実施している。	各種団体、学校等に対する講師派遣 11件（内、成年後見制度・消費者問題に関するもの 1件）															○	